

田辺支店借用事務所の募集

公 第 6 - 1 9 7 号
令和 7 年 2 月 14 日
株式会社日本政策金融公庫
管財部長 中田 充郎

株式会社日本政策金融公庫は、田辺支店における借用事務所を、以下の要領で募集します。

1 借用事務所の仕様

別途交付する「公募仕様書」のとおり。

2 契約期間

別途交付する「公募仕様書」のとおり。

3 仕様書交付及び交付期限

(1) 交付方法

原則として、調達情報サービス (<https://jfc.efftis.jp/PPI/Public/>) により交付する。ただし、システム上の制約等によって調達情報サービスの利用ができない場合は、電子メールにより交付することができる。電子メールによる交付を希望する者は、次の内容の電子メールを、管財部契約課代表アドレス (pnbid-k@jfc.go.jp) に送信すること。

(ア) 電子メールの標題に、「公第6-197号に係る公募仕様書交付希望」と記載する。

(イ) 電子メールの本文に、次の内容を記載する。

① 件名「田辺支店借用事務所の募集」

② 交付申請者の住所、氏名、電話番号、メールアドレス（交付申請者が法人の場合は、住所、法人名、担当部署、担当者氏名（役職）、電話番号、メールアドレス）、調達情報サービスが利用できない理由

公庫が当該電子メールに返信することにより、仕様書を交付する。仕様書が受信できない場合又は早急な交付を希望する場合は、項番4（2）の応募、問合せ先まで電話連絡を行うこと。

なお、窓口（項番4（2）の場所）での交付を希望する場合は、交付希望日の前営業日までに項番4（2）の応募、問合せ先まで電話連絡を行うこと。

(2) 交付期限

令和7年3月3日（月）15時00分

4 応募期限等

契約を希望する者は次の要領にしたがって、必要な書類を添えて、期限までに応募すること。

(1) 提出書類

- ・ 参加申込書（別添1）
- ・ 誓約書（別添2）
- ・ 契約書案（解約予告期間を必ず記載すること。）
- ・ 見積書（賃貸場所、面積、月額賃料、共益費・管理費、敷金を必ず記載すること。） （1部）
- ・ 物件の所在地、構造及び図面を記載した書類、パンフレット （各1部）
- ・ 項番1「借用事務所の仕様」の条件を満たしていることが確認できる資料 （各1部）

- ・ 一体と見做せる建物内に入居する（入居予定を含む）入居者の一覧（提出可能な範囲で可。）

（１部）

- ・ 過去に建物の大規模改修を実施している場合には、工種毎に最新の実施年月及び改修内容を記載した書面 （各１部）

特に次の事項が確認できる資料を添付すること。

仕様条件	確認事項
(2) 不特定多数の来店が可能であること。	・ 不特定多数の来店に支障がある設備（フラッパーゲート等）が無いこと ・ バリアフリー整備状況（※） （駐車場、トイレ、建物入口、通路等）
(4) 間仕切りに関係なく空調が可能でかつ、建築物として換気・加湿能力が十分な空調設備が整備されていること。	・ 換気能力 ・ 加湿能力
(5) 内装（壁・天井・床等）、照明、が整備されていること。	・ 内装の標準仕様 ・ 窓の開閉（※）可否 ・ 照明の照度（ルクス） ・ 現時点で内装（壁・天井・床等）、照明が未整備の場合は、入居時までに貸主負担で工事を実施することの表明
(6) 事務所として十分な床の積載荷重を有しており、ＯＡフロアが整備されていること。	・ 床スラブ及びＯＡフロアの積載荷重 ・ 現時点でＯＡフロア未整備の場合は、入居時までに貸主負担で工事を実施することの表明 ・ ＯＡフロアにスロープを設置している場合は、その内容の分かる資料（図面等）
(9) 地方自治体等が公表しているハザードマップにおいて洪水、内水、高潮、土砂災害、津波による被害の危険性が低い場所であると判断できる立地であること。	・ 洪水、内水、高潮、土砂災害、津波の想定被害が確認できるハザードマップ
(10) 周辺、建物内の環境が政策金融機関の事務所として相応しいこと。	・ 天井高 ・ トイレ、給湯室等来客・職員が利用する共用設備の仕様概要 ・ 来客用駐車場（※）の有無、台数及び使用条件 （建物敷地内に無い場合は近隣の駐車場について記すこと）
(11) 事務所として十分使用可能な電気容量を確保できること。	・ 使用可能な電気容量（VA／㎡）と借用部分の電源設置状況 ・ 受電方式

(15) 入居する建物敷地内に3台分以上の駐車場を確保できること。	・駐車場、自転車駐輪場の位置、仕様概要(屋根(※)の有無、鍵付き扉(※)の有無など)
(16) 入居する建物敷地内に5台分以上の自転車駐輪場を確保できること。	
(17) 来客誘導が可能な看板等の設置が可能であること。	・設置が可能な看板の種類・数量 ・立看板の設置(※)可否 ・館内案内板(※)の設置有無・使用可否
(19) 貸主の経営状況または信用度が極端に悪化していないと認められること。	・直近2年分の財務諸表類(法人等の場合)または営業用純資本金額に関する書類及び収支計算書(個人の場合) また、「信用格付業者登録」(金融庁)の登録業者から信用格付を受けている場合はその旨(※)

(注) 上記のうち(※)の項目については、募集にあたっての必須要件ではない。

(2) 応募期限、応募方法及び応募先

- ・応募期限：令和7年3月3日(月)15時00分まで(必着)
- ・応募方法：原則として、調達情報サービスで提出すること。ただし、システム上の制約等によって調達情報サービスの利用ができない場合は、持参又は郵送で提出することができる。

持参の場合には、下記の応募先における「日本公庫エントランス1階総合受付」で担当名及び当該案件に係る提出書類を持参した旨を伝えること。郵送の場合には、簡易書留郵便にて、申込期限必着で送付すること。なお、持参又は郵送で提出する場合には、項番4

(1)で1部又は各1部としている書類については、2部又は各2部提出すること。

- ・応募、問合せ先：東京都千代田区大手町1丁目9番4号
(大手町フィナンシャルシティ ノースタワー)
株式会社日本政策金融公庫 管財部契約課
担当：西海 明広
電話：03-3270-1552 F A X：03-3270-1411

(3) 応募に当たっての留意事項

- ・応募者は契約を締結する者に限る。
- ・応募者は項番5の「応募資格」を満たす者に限る。
- ・応募受付後、必要により、電話による確認、物件の内覧、追加詳細資料の提出などを求めることがある。
- ・応募資格を満たす複数者から応募があった場合は、項番1「借用事務所の仕様」の条件を具備した事務所の中から、当公庫において、下表の評価基準表をもとに企画競争を実施し選定する。

【評価基準表】

評価項目	評価基準	配点
1 立地条件	周辺環境、中小企業支援団体の入居状況、浸水リスク、交通アクセス及び顧客用駐車場	50
2 建築物	老朽度、顧客の店舗への入りやすさ、バリアフリー、共用設備、借用区画形状及びフロア数	35
3 コスト	賃料・管理費・共益費の月額及び敷金の額	10

4 その他	オーナーの信用度	5
合計評価点		100

5 応募資格

次に掲げる条件をすべて満たしている者

(1) 次の各項に該当しない者であること。

ア 契約を締結する能力を有しない者、破産者で復権を得ない者及び反社会的勢力に該当する者

イ 競争に参加しようとする者が、公庫の契約に関し次の各号のいずれかに該当すると認められたときから公庫が定めた3年以内の期間を経過しない者

(ア) 契約の履行に当たり故意に工事、製造その他役務を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。

(イ) 公正な競争の執行を妨げたとき、又は公正な価格を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。

(ウ) 契約者が契約を結ぶこと又は契約を履行することを妨げたとき。

(エ) 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。

(オ) 正当な理由がなくて契約を履行しなかったとき。

(カ) 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行ったとき。

(キ) この項（この号を除く。）の規定により競争に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

ウ 参加申込書及びその添付書類に虚偽の記載をした者

(2) 経営の状況又は信用度が極端に悪化していないと認められる者であり適正な契約の履行が確保される者

(3) 会社更生法に基づき更生手続き開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続きの申立てがなされている者でないこと。

(4) 参加申込書及び参加資格確認資料の提出期限の日から契約締結までの期間に、公庫から契約規則に基づく契約資格喪失措置を受けていない者

(5) その他公庫が不相当と認めた者でないこと。

6 契約に当たっての留意事項

(1) 提出された契約書案については、賃貸場所、面積、月額賃料（ただし、見積書記載の月額賃料を上限として減額する場合を除く。）以外の箇所については協議のうえ、変更する場合がある。

契約書には「談合その他の不正行為に係る違約金及び契約の解除に関する条項」、「反社会的勢力の排除に関する条項」を記載するものとし、提出された契約書案に記載が無い場合は、別途特約等を締結する又は契約書案を変更し契約を締結することとする。

(2) 当公庫は、応募にかかる費用、契約にかかる手数料、更新料を一切支払わない。

(3) 原則として、本契約の名称、契約日、契約者の名称及び住所その他の本契約の内容を公表する。

(4) 調達情報サービスで公募参加申請書等を提出する場合は、押印が必要な提出書類についての押印は不要である。

以上

参 加 申 込 書

田辺支店借用事務所の募集に参加することを希望します。

令和 年 月 日

郵便番号

住所

商号又は名称

代表者氏名

代表者印

連絡先

(担当部署)

(担当者名)

(電話番号)

(F A X)

(E - m a i l)

株式会社日本政策金融公庫
管財部長 中田 充郎 殿

住 所

商号又は名称

代表者氏名

代表者印

誓 約 書

今般、田辺支店借用事務所の募集に係る公募に関し、「5 応募資格」にある下記項目の全てを満たすことを誓約するとともに、万一、後日、不正な行為等が判明した場合は、貴公庫のとられる処置には一切異議の申し立ては行いません。

記

- 1 次の各項に該当しない者であること。
 - ア 契約を締結する能力を有しない者、破産者で復権を得ない者及び反社会的勢力に該当する者
 - イ 競争に参加しようとする者が、公庫の契約に関し次の各号のいずれかに該当すると認められたときから公庫が定めた3年以内の期間を経過しない者
 - (ア) 契約の履行に当たり故意に工事、製造その他役務を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
 - (イ) 公正な競争の執行を妨げたとき、又は公正な価格を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
 - (ウ) 契約者が契約を結ぶこと又は契約を履行することを妨げたとき。
 - (エ) 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
 - (オ) 正当な理由がなくて契約を履行しなかったとき。
 - (カ) 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行ったとき。
 - (キ) この項（この号を除く。）の規定により競争に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。
 - ウ 参加申込書及びその添付書類に虚偽の記載をした者
- 2 経営の状況又は信用度が極端に悪化していないと認められる者であり適正な契約の履行が確保される者
- 3 会社更生法に基づき更生手続き開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続きの申立てがなされている者でないこと。

以上